平成２６年（フ）第１８７８号
福岡市早良区飯倉２丁目23番７号
債務者　潮田　圭祐
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８８５号
福岡市東区舞松原４丁目１番2042号
債務者　向山　　望
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８９２号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木1085番地２　ミレニアムＳ・Ｔ植木Ａ102号
債務者　最所　佳也
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８９３号
福岡市博多区博多駅南２丁目13番15―905号
債務者　前原　廉衛
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８９６号
福岡市博多区大博町７番９―303号
債務者　漆間　美樹
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８９９号
福岡市西区横浜１丁目19番18―202号
債務者　小栗由記子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９００号
福岡市博多区千代１丁目30番24号
債務者　森山　裕之
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９０１号
福岡市早良区野芥２丁目26番18号
債務者　渡邊　裕美（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９０９号
福岡市博多区美野島１丁目15番14―202号
債務者　天野　弓子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９１１号
福岡市博多区博多駅南３丁目２番25―304号
債務者　難波　　勤
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９１７号
福岡市西区泉３丁目７番36―１号
債務者　斉藤　京子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９２６号
福岡市東区香住ヶ丘３丁目13番18号
債務者　峰　　憲司
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９２８号
福岡市城南区神松寺１丁目１番23号
債務者　スナック・チャボこと　矢野　妙子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２５６号
奈良県磯城郡川西町大字下永1382番地の２
債務者　池田　保男
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第３７２号
函館市湯川町２丁目33番30号　グラシア湯川２丁目１―Ｂ
債務者　工藤　保子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３８１号
函館市中道２丁目20番９号
債務者　畠　　哲次
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２号
北海道亀田郡七飯町字藤城353番地76
債務者　三上　清彦
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３７９号
愛知県豊田市上野町２丁目４番地
債務者　山田　義輝
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４４５５号
大阪府茨木市総持寺２丁目15番３―404号
債務者　田中　幹夫
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部